

いじめ防止基本方針（具体的方策）

～積極的対応を通して全ての生徒が生き生きとした学校生活を送れるように～

1. いじめに対する基本認識

- ・いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・いじめは、人権侵害であり、人間として絶対に許される行為ではない。
- ・いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ・いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2. いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法より】

3. 未然防止の方法について

○ 生徒達や学級の様子を知るためには

①教職員の気づきが基本

生徒達と同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、生徒達と場を共にすることが必要である。その中で、生徒達の些細な言動から、個々の状態を推し量る事ができる。

②実態把握の方法

生徒達の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てる必要がある。

4. 認め合い・支え合い・助け合う仲間づくりのためには

①生徒達のまなざしと信頼

教職員は生徒達の良き生き方モデルとなり、慕われ、信頼される事が求められる。

②心の通いあう教職員の協力協働体制

温かい学級経営や授業、生徒指導について相談できる職場の雰囲気大切。校内組織が有効に機能し、諸問題への対処ができる体制の構築と共に、心の通い合う学校作りをする。

③自尊感情を高める、学習活動や学級指導、学年・学校行事

学校生活のあらゆる場面で、違いを認め合う仲間づくりが必要。認められることで自己肯定感につながり生徒達は大きく変化する。

5. 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

①人権教育の充実

いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させることが大切である。人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育む。

②道徳教育の充実

未発達な生徒達なので、考え方や判断力もまだ低いからいじめが起きる。道徳の授業が大きな力を発揮する。他人を思いやる心や人間性豊かな心を育てることが大切である。

6. 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会などにおいて、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。保護者研修会の開催やHPや学校・学年だより等による広報活動を行う。

7. 早期発見の方法について（教職員のいじめに気づく力を高めるためには）

①生徒の立場に立つ

一人一人の個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行うなかで、人権感覚を磨き、生徒達の言葉をきちんと受けとめ、生徒の立場に立ち生徒達を守るという姿勢が大切である。

②生徒達を共感的に理解する

配慮を要する生徒に気づき、生徒達の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められる。カウンセリングマインドを高める。

8. いじめ発見のきっかけ

①本人や保護者の訴えが一番多い。中学校では、担任や教科担当者からの発見も増えている。

②調査結果からは、教職員の情報共有の在り方が大切になる。本人の訴えがでたときの対応が重要になる。

9. いじめの態様

【分類と抵触する刑罰法規】

①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる 【脅迫、名誉毀損、侮辱】

②仲間はずれ、集団による無視 【抵触まではしないが毅然とした態度で対応が必要】

③軽くぶつかる、遊ぶふりして叩かれたり蹴られたりする 【暴行】

④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする 【暴行、傷害】

⑤金品をたかられる 【恐喝】

⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする 【窃盗、器物破損】

⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする 【強要、強制わいせつ】

⑧パソコンや携帯・スマホで誹謗中傷や嫌なことを言われたり書かれたりする【名誉毀損】

10. いじめが見えにくいのは

いじめは大人の見えないところで行われていることが多い。気づきにくい、目につきにくい場所や時間を選んで行われている。カモフラージュして遊んでいるようにみせる。

いじめられている本人からの訴えは少ない。親に心配をかけたくない。自分がダメな人間と思われたくない。訴えても信じてもらえない。仕返しが怖い。などの心理が働いてできない。

最近ではネット上のいじめが目立ち、メールや掲示板の書き込み等、気付きにくくなっている。

1 1. 早期発見のための手立て

①日々の観察

- ・生徒がいるところには教職員がいる。休み時間・昼休み・放課後の雑談の機会に、生徒の様子に目を配る。生徒達と共に過ごす機会を積極的に設ける。

②観察の視点

- ・発達の個人差が大きくなる頃、いじめが発生しやすくなる。グループの内の人間関係がどうであるかを把握する。気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

③日記の活用

- ・気になる生徒には、日記を書かせたりすることで、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取ることで信頼関係が構築できる。気になる内容は、教育相談や家庭訪問を実施し迅速に対応する。

④教育相談（学校カウンセリング）

- ・日常生活の中での教職員からの声かけ等、生徒達に気軽に相談できる環境をつくることが重要である。信頼関係の上に形成されるもので、日頃のふれあいが重要である。
- ・全校生徒を対象とした教育相談週間を考査前に設定し、相談窓口を開設する。

⑤いじめ実態アンケートの実施

- ・毎月、いじめアンケートを実施。学級の実態を調査する。

⑥相談しやすい環境づくりをすすめるためには

- ・本人の訴えには細心の注意を払い、教職員の姿勢を伝えるとともに、全力で守ることを考え、事実関係について気持ちを込めて、疑いを持つこと無く傾聴する。
- ・周りの生徒の訴えには、その生徒に新たないじめが起きないように、他の生徒の目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- ・保護者からの訴えには、気づいたときに即座に連絡ができるように、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。保護者の気持ちを理解して連絡を取り合う。

1 2. 早期対応

○ いじめ発見時の緊急対応

①いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- ・他の生徒の目の届かないところで話は聴く。時間や場所に慎重な配慮をする。
- ・状況に応じて、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

②実態確認と正確な情報の共有

- ・いじめに至った経緯や心情などをいじている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員（学年主任・担任・生指担当）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ・短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とする。
- ・管理職の指示のもとに教職員間の連携と情報交換を随時行う。

【把握すべき情報】(例) <個人情報扱いに充分注意する>

ア 誰が誰をいじているのか？

【加害者と被害者の確認】

イ いつ、どこで起こったのか？	【時間と場所の確認】
ウ どんな内容のいじめか？ どんな被害を受けたか？	【被害の内容】
エ いじめのきっかけは？	【背景と要因】
オ いつ頃から、どのくらい続いているのか？	【期間】

③いじめられた生徒・保護者に対して

○ 生徒に対して

- ・ 事実確認とともに、つらい気持ちを受け入れ、共感し心の安定を図る。
- ・ 「最後まで守り抜く」「秘密を守ること」を伝える。
- ・ 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・ 自信を持たせる言葉をかける等、自尊感情を高めるよう配慮する。

○ 保護者に対して

- ・ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で事実関係を直接伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取組む事を伝える。
- ・ 家庭で生徒の変化に注意し、些細な事も相談するよう伝える。

④いじめた生徒・保護者に対して

○ 生徒に対して

- ・ いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、背景にも目を向ける。
- ・ 心理的な孤立感・疎外感を与えないよう教育的配慮のもと毅然とした態度で粘り強い指導を行い、いじめが決して許されないことを認識させる。

○ 保護者に対して

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者の辛く悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・ 事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・ 生徒の変容を図り、今後の関わり方等一緒に考え具体的な助言をする。

⑤周りの生徒達に対して

- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。
- ・ いじめに関する資料や体験例などで、いじめを自分たちの問題として意識させる。

⑥継続した指導

- ・ いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要な指導を継続的に行うことを怠ってはならない。
- ・ 教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- ・ いじめられた生徒、いじめた生徒もカウンセラーや関係機関を活用し心のケアに努める。

1.3. ネット上のいじめへの対応

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインタ

ーネット上のWebサイトの掲示板、ブログなどに書き込んだり、チェーンメールを送ったりする等の方法によりいじめをおこなうもの。

未然防止のためには

- ①学校での校則遵守の徹底、情報モラルの指導だけでは限界があるため、家庭での指導が大変重要になる。保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行うことが重要である。
- ②家庭では、通信機器の利用の際には、フィルタリングや危険から身を守るためのルールづくりを行う等、トラブルに巻き込まれないための知識を伝えしっかりと予防をすること。
- ③メールを見たときのの変化や、トラブルが起きたときの生徒が見せる小さな変化に気づいたら、即座に学校へ相談をする。
- ④インターネットの特殊性や危険性等、生徒達が陥りやすい心理を踏まえた指導をする。
 - ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
 - ・発信した情報は、多くの人にすぐ広まること。
 - ・匿名でも書き込みした人は、特定できること。
 - ・違法情報や有害情報が含まれていること。
 - ・書き込みが原因で、思わぬトラブルに巻き込まれる可能性があること。
 - ・一度流失した情報は、簡単には回収できないこと。

早期発見・早期対応のためには

- 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応。
- ・学校、保護者だけでは解決が困難な場合、警察等の専門機関との連携が必要になる。
 - ・専門機関等へ相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。
 - ・掲示板の管理人や掲示板のプロバイダに削除を依頼し、警察や法務局とも連携する。

早期発見の年間計画

4月	生徒理解のための職員会議 春休みの生活アンケート実施	10月	学校生活アンケートの実施
5月	家庭訪問（いじめの聴き取り調査） 大型連休中の生活アンケート実施 学校生活アンケートの実施 家庭用リーフレット（チェックリスト）配布	11月	いじめアンケート実施 教育相談（個人面談）
		12月	三者面談（いじめの聴き取り調査） いじめアンケート実施 教師用チェックリスト集約
6月	いじめアンケート実施 教育相談（個人面談）	1月	生徒理解のための職員会議 冬休みの生活アンケート実施 学校生活アンケートの実施
7月	いじめアンケート実施 教師用チェックリストの集約	2月	いじめアンケート実施 教育相談（個人面談）
8月	いじめに関する職員校内研修 生徒理解のための職員会議	3月	いじめアンケート実施 教師用チェックリストの集約
9月	夏休みの生活アンケート実施		